

# ひとり親のご家庭へ

## 児童扶養手当の加算額が増額されます

8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額と、第3子以降の加算額が増額されます。

### 児童扶養手当とは…

ひとり親家庭（父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭）の生活安定と自立促進、子どもの福祉の増進を図るために支給される手当です。

### — 制度改正の概要 —

#### 平成28年8月から

#### 加算額が増額されます

- 第2子 月額5,000円→最大で月額1万円に
- 第3子以降 月額3,000円→最大で月額6,000円に

#### 平成29年4月から

#### 物価スライド制を導入します

物価の上下に合わせて支給額が変わる物価スライド制を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

### 加算額増額の目的と内容

ひとり親家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額が増額されることになりました。

今回は、特に経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭に重点を置いた改善を目的としているため、各家庭の所得に応じて加算額が決定されます。

### 児童扶養手当の月額（8月から）

区分	月額
子どもが1人の場合	全部支給：42,330円 一部支給：42,320円～9,990円 (所得に応じて決定)
2人目の加算額	全部支給：10,000円 一部支給：9,990円～5,000円 (所得に応じて決定)
3人目以降の加算額 (1人につき)	全部支給：6,000円 一部支給：5,990円～3,000円 (所得に応じて決定)

### 増額の支払

8月分からの加算額が増額されますが、8月から11月分は、4カ月分の児童扶養手当の支給月である12月に支払われます。

### 物価スライド制の導入

物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。

子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの制度を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。



### 問合せ

市庁舎本館1階 子育て支援課  
TEL 089715211370

## 児童扶養手当の現況届を提出してください

児童扶養手当の認定を受けている方に、8月初旬に現況届提出に関する案内を送付します。

現況届は、8月以降も引き続いて児童扶養手当の受給資格があるかどうかを確認するものです。現況届を提出しないと8月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず期間中に提出してください。

届出期間 8月1日(月)～31日(水)

必要なもの 印鑑、手当証書、世帯全員の住民票の写しなど

※児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(緑色の用紙)が届いている方は、関係書類を添えて、現況届と一緒に提出してください。

※児童扶養手当は、両親の離婚などによって父または母と生計を別にする児童の保護者、父または母が重度の障がいのある状態にある児童の保護者(年金受給者・一定以上の所得者を除く)に支給されます。

### 届出先(居住地域別)

#### ○西条地域の方

市庁舎本館1階 子育て支援課  
TEL 089715211370

#### ○東予・丹原・小松地域の方

各総合支所 市民福祉課  
※電話番号は4ページ左下に掲載